

○漁業経営体質強化対策事業の運用について新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">漁業経営体質強化対策事業の運用について</p> <p style="text-align: center;">制定 19水漁第3251号 平成20年2月6日 〔 20水漁第231号 平成20年4月22日一部改正 20水漁第1038号 平成20年7月3日一部改正 〕</p> <p>第1 漁業経営体質強化対策事業 〔略〕</p> <p>第2 沿岸グループ活動支援事業 〔略〕</p> <p>第3 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業 1～6 〔略〕 7 事業実施者 省エネ操業形態導入事業の実施者は事業対象となる漁業者の所属する漁業者団体及び実施要領の第5の9のただし書きに基づいて追加された者とする。</p>	<p style="text-align: center;">漁業経営体質強化対策事業の運用について</p> <p style="text-align: center;">制定 19水漁第3251号 平成20年2月6日 〔 20水漁第231号 平成20年4月22日一部改正 〕</p> <p>第1 漁業経営体質強化対策事業 〔略〕</p> <p>第2 沿岸グループ活動支援事業 〔略〕</p> <p>第3 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業 1～6 〔略〕 7 事業実施者 省エネ操業形態導入事業の実施者は事業対象となる漁業者の所属する漁業者団体とする。</p>